

第8章

グローバルな知的財産環境の
整備に向けて

1. 多国間、二国間会合における取組

(1)五庁(IP5)会合

日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

- 2023年6月、第16回五庁長官会合を米国特許商標庁ホストにより米国のホノルルで開催。気候変動問題に対する知財の役割と、当該分野における五庁の協力の在り方について議論。また、日本国特許庁がリードするAI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトの成果物として、五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表が承認されるとともに、今後この表の詳細化について議論していくことに合意。

五庁(IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

(2)意匠五庁(ID5)会合

日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力を実施。

- 2022年10月、第8回ID5年次会合を欧州連合知的財産庁(EUIPO)ホストにより開催。既存の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、新規協力プロジェクトの採択のほか、ユーザーセッションを開催。

意匠五庁(ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

(3)商標五庁(TM5)会合

日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催。

- 2022年10月、第11回TM5年次会合をEUIPOホストにより開催。今次会合はTM5が10周年を迎える記念すべき会合であり、今後の目標を採択するとともに、各庁の最新状況の共有や、既存の16の協力プロジェクト及び1つの新規提案プロジェクトについて、成果を含む進

商標五庁(TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

捗状況の報告と今後の進め方などに関する活発な議論を実施。また、ユーザーセッションを開催。

(4)日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を実施。

- 2022年8月、第12回日ASEAN特許庁長官会合をマレーシアで開催。2022年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)からASEAN各国のAI/IoT関連発明の特許審査運用に関する調査(第2期)と特許情報の活用状況に関する調査の中間報告を実施。

(5)日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

- 2022年11月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれもオンラインで開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

(6)三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

- 2022年11月に三極特許庁長官ユーザー会合及び第40回三極特許庁長官会合を、米国ノースカロライナ州ダーラムにて開催。今次長官ユーザー会合及び長官会合では、デジタル化への取組、日米欧において特許を多く生み出した産業(特許集約産業)に関する分析、中小企業支援、包摂的イノベーションについて議論。

(7)G7知財庁長官級会談

- 2022年のG7議長国であったドイツの呼びかけにより、2022年12

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

日中・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/2022120203.html>

三極(日米欧)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiu/index.html>

月、G7知的財産庁（G7知財庁）の長官級会談をオンラインで開催。G7知財庁の長官が一堂に会し、WIPOのタン事務局長もオブザーバーとして参加。

- 本会談では、知財に関するポジティブな文化の構築、模倣品及び海賊版との闘いに関する取組みに対してG7知財庁間で認識を共有し、共同声明を採択。

G7知財庁長官級会談が開催されました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/2022121201.html>

2. 国際フォーラムにおける取組

(1)世界知的所有権機関(WIPO)

ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

- 2020年2月、特許庁は、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的とした取組であるWIPO GREENにパートナーとして参加。2022年度も引き続き、WIPO本部、WIPO日本事務所(WJO)、日本のパートナーとも協力し、本取組の積極的な支援、環境技術の普及を継続的に実施。

(2)特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)

47か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外(グレースピリオド)、衝突出願(未公開先願)、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

- 2022年9月、B+全体会合(オンライン)に参加。我が国を含む有志国が国内ユーザーを対象として実施した、特許制度調和に関するコンサルテーション結果が共有され、当該結果の比較分析実施を決定。

(3)世界貿易機関(WTO)

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての協議等を実施。

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

- 2020年10月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防・封じ込め・治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案について精力的に議論が行われており、2023年3月時点で、我が国も継続的に議論に参画。

(4)APEC における知的財産権専門家会合 (IPEG)

アジア太平洋地域の21か国・地域(エコノミー)をメンバーとするAPECの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループ。

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html>

- 2022年8月の第55回会合では、令和3年度特許法等改正における「口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化」や「海外からの模倣品流入への規制強化」等の日本の取組を紹介。
- 2023年2月の第56回会合では、グリーン・トランスフォーメーション技術区分表(GXTI)に関する日本の取組を紹介。

3. 途上国等に対する取組

(1)世界知的所有権機関(WIPO)や

独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携した国際協力

①FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」(FIT Japan IP Global)を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施。

世界知的所有権機関(WIPO)や独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携した国際協力



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

- 1987年の創設以来36年間で、総額約9,500万スイスフランを拠出し、100か国以上を支援。

②専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣。また、途上国のPCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有。

- 2022年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

③セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施。また、フェロシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献。

④途上国へのIT 関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源としたFIT

Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- 2022年度は、エジプト、フィリピン、アルゼンチンにおけるフルテキスト化プロジェクトのほか、アフリカ知的財産機関、スリランカ、タイ、マラウイにおける紙書類の電子化プロジェクトやエスワティニ、ケニア、ジンバブエ、アフリカ知的財産機関におけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。
- 2022年9～10月に、途上国知財庁におけるIT人材育成を目的としたオンライン研修を実施。

⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援。

- 2021年3月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。
- 2021年5月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。

(2)産業財産権人材育成協力事業

①途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- 1996年に事業を開始し2023年3月までの27年間で106か国5地域、7,690名の研修生が研修を修了。
- 2022年度は、16の研修コースを招へい及びオンラインにより実施し、48か国・機関から官民合わせて313名の研修生が研修プログラムを修了。
- 2022年度は、ブラジルとマレーシアの知財庁から1名ずつ長期研究生を招へい。

②フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- 2022年度は、カンボジア・インド向けのフォローアップセミナーを

2022年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/development/training/2022.html>

Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/development/training/followup/index.html>

現地で開催し、研修修了生をはじめとした224名が参加。

4. 模倣品問題への対応

(1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受付。

- 2022年の相談・情報提供の受付件数は1,251件。近年の傾向としてはインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供が多く、2022年は494件。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

(2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出日系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、各地でセミナーも開催。

諸外国の被害実態・制度運用等調査（官民合同ミッション等支援事業）



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

(3) 消費者等に対する啓発活動

消費者意識の向上を目的として、2003年より国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施。

- 2022年度は、カワソウをモチーフにしたイメージキャラクター「カワンゾちゃん」を新たに作成。また、イメージキャラクターに合わせてキャッチコピーを「絶対買わないぞ！コピー商品」に刷新。

模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/kawanzo/>

5. グローバルなIT化に向けた取組

(1) 優先権書類の電子的交換

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPOの「デジタルアクセスサービス(DAS)」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本国特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの(二庁間PDX)の2つの手段により利用可能。

優先権書類の提出省略について（優先権書類の特許庁間における電子的交換について）



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

(2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報(ドシエ情報)の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」と、WIPOが開発したドシエ情報共有シ

五庁特許出願・審査情報の共有に向けた取組について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyuu.html

システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供。

- 2022年には、ドイツがWIPO-CASEの運用を開始。2023年4月時点で、五庁に加えて34の国・機関がWIPO-CASEに参加。

各国特許出願・審査情報の一般ユーザーへの提供について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

(1)交渉中のEPA

我が国は、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉を実施中。これらのうち日中韓FTAは、我が国にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約20%、アジアの約70%を占める。今後、2022年1月1日に発効した地域的な包括経済連携(RCEP)協定を上回る付加価値を付与すべく、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。